
令和6年大和町議会1月随時会議会議録

令和6年1月29日（月曜日）

応招議員（16名）

2番	児玉 金兵衛 君	10番	渡辺 良雄 君
3番	佐々木 久夫 君	11番	千坂 裕春 君
4番	佐藤 昇一 君	13番	藤巻 博史 君
5番	今野 信一 君	14番	堀籠 日出子 君
6番	犬飼 克子 君	15番	馬場 久雄 君
7番	馬場 良勝 君	16番	大須賀 啓 君
8番	千坂 博行 君	17番	槻田 雅之 君
9番	今野 善行 君	18番	門間 浩宇 君

出席議員（16名）

2 番	児 玉 金兵衛 君	1 0 番	渡 辺 良 雄 君
3 番	佐々木 久 夫 君	1 1 番	千 坂 裕 春 君
4 番	佐 藤 昇 一 君	1 3 番	藤 巻 博 史 君
5 番	今 野 信 一 君	1 4 番	堀 籠 日出子 君
6 番	犬 飼 克 子 君	1 5 番	馬 場 久 雄 君
7 番	馬 場 良 勝 君	1 6 番	大須賀 啓 君
8 番	千 坂 博 行 君	1 7 番	槻 田 雅 之 君
9 番	今 野 善 行 君	1 8 番	門 間 浩 宇 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総務課長兼 危機対策室長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	上下水道課長	野 田 実 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	小 野 政 則 君	教育総務課長	遠 藤 秀 一 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
子ども家庭 課 長	村 田 充 穂 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時01分 開 会

議 長 （門間浩宇君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの黙禱につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝を申し上げます。能登半島地震により被災をされました多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

ただいまから、令和6年大和町議会1月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （門間浩宇君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番佐藤昇一君、5番今野信一君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 （門間浩宇君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りをします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間のみにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日間のみに決定しました。

日程第3「議案第1号 令和5年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （門間浩宇君）

日程第3、議案第1号 令和5年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の歳入歳出予算補正予算事項別明細書（第11号）につきましても、ご準備をお願いいたします。

議案第1号 令和5年度大和町一般会計補正予算（第11号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ8,364万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を157億9,780万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条、債務負担行為の補正は変更でありまして、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正の変更でございます。

中学校警備業務につきましては、期間の定めを複数年契約とするため、令和8年度までに変更するものであります。

学校給食センター除害施設維持管理業務につきましては、人件費等の高騰によりまして、限度額を396万円に変更するものであります。

続きまして、別冊、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

16款2項1目総務費国庫補助金10節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の政策で住民税均等割のみ課税世帯及び低所得世帯に属する18歳未満の子1人当たり5万円を給付する事業で、全額国費で措置されるものでありまして、7,487万7,000円を追加するものであります。

19款1項4目1節ふるさと寄附金につきましては、実績に基づき500万円を追加するもの。

20款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整といたしまして、376万8,000円を追加するものであります。

歳入は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 （門間浩宇君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

それでは、続きまして歳出でございます。

4 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 6 目企画費のふるさと寄附事業費でございます。今回の補正につきましては、12 月定例会議におきまして、寄附見込額が3,000 万円の増額と、返礼品等にかかります諸経費補正のご承認をいただきましたが、その後も寄附が順調に推移し、補正後の寄附見込額総額7,000 万円を500 万円ほど超える見込みとなりましたことから、関係します経費につきまして補正をお願いするものでございます。

7 節、11 節、12 節につきましては、ふるさと寄附の増額見込みと併せまして、各費目の支出見込み等を踏まえ調整するもので、7 節につきましては、ふるさと寄附額の増と実施見込み等を踏まえましての返礼品代購入費用50 万円の増額でございます。11 節につきましては、ふるさと寄附額の増に伴いますポータルサイト利用料140 万円の増額でございます。12 節につきましては、ふるさと寄附の増額と支援業務の実績見込みの調整によります減額でございます。24 節につきましては、増額見込みの寄附金額500 万円をふるさと応援基金へ積み増しをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、3 款でございます。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費は、住民税非課税世帯等生活支援臨時給付金（均等割のみの課税世帯及び子ども加算）の給付事業をお願いするものでございます。補正予算の項目を説明する前に、生活支援臨時給付金の給付事業のご説明をいたしたいと思っておりますので、別冊の資料をご準備をお願いしたいと思います。

今回の補正予算は、2 つの項目についてお願いするものでございます。併せてご説明をいたします。

初めに、1 ページでございます。

1）非課税世帯等生活支援臨時給付金（均等割のみの課税世帯及び子ども加算）について、3 款 1 項 1 目でございますが、そちらからご説明をさせていただきます。

目的につきましては、令和5年11月2日、閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、重点支援地方交付金の追加拡大により、住民税均等割のみの課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行うものと、併せまして、低所得者世帯の子育て世代に対して、子供1人当たり5万円の給付を行うこととされていることから、大和町の施策といたしまして給付を行うものでございます。

対象及び給付につきましては、共通事項としましては、令和5年12月1日時点で大和町に住所登録がある世帯で、申請期限、令和6年3月29日までの申請があった世帯で、次の（ア）または（ウ）のいずれかに該当する世帯となります。

均等割のみの課税世帯及び子ども加算についてご説明します。

（ア）の均等割のみの課税世帯、または均等割のみの課税の方と非課税の方で構成されている世帯、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除くものでございまして、対象となる世帯が約500世帯でございます。支給額につきましては、1世帯当たり10万円でございます。

（イ）といたしまして、先ほど申し上げました（ア）の世帯で扶養されている18歳以下の児童でございます。平成17年4月1日以降に生まれた児童でございますが、あと例外的には基準日以降申請期限までに生まれた新生児及び別世帯ではありますが、扶養している児童を含む住民票を移していない施設入所児童等を除く者の世帯が約50世帯でございます。支給額につきましては、そのうち児童1人当たり5万円でございますが、対象的には約100人を見込んでございます。

非課税世帯子ども加算分といたしまして、（ウ）でございます。非課税世帯等支援給付金7万円を現在給付している世帯等におかれましても、18歳以下の児童の方、あと対象的には基準日以降に申請期限までに生まれた新生児、別世帯が扶養している児童を含めましている世帯に対して給付するものでございます。ただし、7万円給付金における家計急変世帯は対象から外される内容でございます。対象となる世帯が200世帯でございます。支給額、児童1人当たり5万円、約350人を見込んでございます。

支給に対する事務的な内容につきましては、均等割の課税世帯等々及び子ども加算につきましては、税情報、住基情報を基に確認書を作成し、送付いたします。②の確認書をその後受付をいたしまして、支給決定通知、あと振込というような状況の手順となります。

2ページをお願いいたします。

非課税世帯子ども加算につきましては、7万円給付した受給データを基に、住基情報等を基に確認書を送付、同じく確認書を受付をいたしまして、支給決定、振込とい

うような手順で行うものでございます。

例外分子ども加算つきましても、ホームページ、広報等の周知を行いまして、申請方式をいただき、内容審査のほうに、決定いたしまして振込をする手順でございます。

所要額でございます。事業費につきましては、7,250万円でございます。500世帯掛ける10万円、450人に対する5万円の内訳となっております。

事務費といたしましては、3節の職員手当、10節の需用費、11節の役務費、12の委託費と、総額で237万7,000円を見込んでおりまして、総額が7,487万7,000円でございます。

財源でございます。事業費につきましては、給付金国庫補助分でございます。当初の算定といたしましては、令和3年度の給付事業費の70%の見込みでございまして、残り30%につきましては、当初一般財源を見込んでおります。最終的にはこの30%も国からの交付見込みという手順でございます。事務費につきましては、100%国庫補助でございます。

今後のスケジュール等でございますが、1月中には対象者の特定、補正をお願いするものとして、各種契約を実施いたしまして、2月のホームページ掲載、印刷物準備、確認書の発送、確認書の受付等を行いまして、2月下旬に給付金を、早い段階で下旬になりますが、給付を支給するものでございます。3月の広報掲載いたしまして、3月末の申請期限まで、短期間ではございますけれども、周知を行いまして対象となる方々に給付できるよう、事業を進めていきたいと考えております。

関係法につきましては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座等の登録等に関する法令に基づいて実施いたすものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページにつきましては、2)の障害者等基幹相談(富谷市・黒川地域)並びに基本相談(町単独)の支援事業についてお願いするものでございます。3款1項4目でございます。

令和5年の12月定例会において、令和5年度の委託事業分の補正予算につきまして、議員の皆様のご承認をいただいておりますが、今回は遡って修正申告をいたす内容でございまして、県社協のほうで修正申告を行う内容でございまして、過年度分の補正をお願いするものでございます。

初めに、障害者等の基幹相談支援事業でございます。富谷市、黒川地域の4市町村が県社協のほうに委託をしている事業でございます。

基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援の拠点として実施される総合的、

専門的な相談支援のことを基幹相談支援と申してございますが、総合支援法に基づく地域生活支援事業において、基幹相談支援センターを設置することと規定されております。富谷市、黒川地域において合同ではございますが設置し、相談支援事業を事業所（県社協）へ委託する方法を取ってございます。

その事業内容が今回の5か年修正分としまして、平成30年から令和4年分の5か年分の修正申告を行いました。消費税相当分の追加金額が231万2,880円でございます、上記に対する延滞金が10万3,319円、総額、集計額としましては241万6,199円でございます。

続きまして、障害者等の基本相談支援事業としましては、大和町単独で県社協に委託している内容でございます。

相談支援の入り口となります一般的な相談への対応、地域で暮らす障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるような広義的な相談支援でございます。

今回は令和2年から4年の3か年の修正分を行うものでございまして、消費税相当分の追加額が255万円で、上記に対する延滞金が12万1,254円で、合計で267万1,254円でございます。

上記事業の総額が508万7,453円ございまして、今回の補正、21節でございますが、508万8,000円をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、事項別明細書の4ページにお戻りいただきたいと思っております。

3款1項1目社会福祉総務費の3節は、職員の時間外勤務手当でございます。10節はコピー代並びに封筒等印刷製本費でございます。11節は郵便料金並びに銀行振込手数料でございます。19節は住民税の均等割のみの世帯に対する500世帯、子ども加算分450人に対する生活支援臨時給付金の支給金額でございます。

続きまして、3款1項4目の障害者福祉費の21節は、県社協との委託締結した事業に対する消費税相当分並びに延滞金に関わる補償金の補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

以上で、議案第1号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

事項別明細書の4ページかな、今の延滞金等々のお話について、ちょっといま一つよく分からなかったんですが、これはどこから、まずお尋ねしたいのは、どこからかの指摘でこういうふうなことになるのか、それとも何かこう精査していてこういうふうな事態が起きたのか、ちょっといま一つよく分からなかったもので、もう少し分かりやすく説明していただけると。

議長 (門間浩宇君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年、12月の補正のときにもご説明をさせていただいたわけですが、昨年、令和5年の10月に国の機関のほうから、社会福祉事業等につきまして、私のほうと県社協のほうとしては、事業につきましては非課税扱いの委託事業という形で、認識で過去ずっと来ていたところでございますが、国の厚生省のほうからの指摘事項でございまして、大和町だけではなく宮城県、全国的にこの社会福祉事業の捉え方の認識が違っていたという形で、国税局と相談の上、そういった形で事業見直しという形で、消費税分は加算修正をするようにという通達がございましたので、それに基づいて10月の定例会のときは現年分の5年分の補正をお願いしたわけですが、県社協のほうで今度修正申告をする際に、過年度分、5か年分と発生するような状況でございますので、その金額の分でございます。

以上です。

議長 (門間浩宇君)

よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。8番千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

ふるさと寄附金に関して、内容のほうをもうちょっと詳しく、収益上がったという話だったので、どのタイプが上がってきたのかというのが分かればお話をいただければと思います。

議 長 （門間浩宇君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

それでは、千坂博行議員の質問にお答えをさせていただきます。

今年度のふるさと寄附事業につきましては、10月の制度改正がございまして、まずは9月の段階で一旦ピークを迎えまして、今まで過去最高の月数でいきますと1,800万円を超える寄附ではございましたが、10月で2,000万円を超えたという状態がつけました。

それから、12月で通常年末が一番寄附いただく回数が多いというところですが、こちらでも過去最高の2,200万円を超えたということで、これらの主力が一番今まで米等が多かったんですが、それが今まで以上に寄附をいただく、その返礼品としてのものがかなり多かったというところがございまして、総じてその数が各品目ごとに多くいただいたというところが、今回の増額というような形につながったということでございます。これを引き続き続けていければなというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

8 番千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

税率というか還元率とかも変わったりとか今していますので、それでも今ふるさとの寄附金、一般の人結構やるようになっていっているんですね。なので、その中での検証をしていただいて、やっぱりこう伸ばしていくところというところもあると思いますので、その辺いろいろやっていただいた中の結果だと思いますが、さらに努力していただければと思います。

以上です。

議 長 （門間浩宇君）

答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第2号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算」

議 長 （門間浩宇君）

日程第4、議案第2号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

あわせまして、令和5年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第3号）、右下に令和6年1月29日提出と書かれました資料につきましても、ご準備をお願いいたします。

議案第2号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条、総則です。

令和5年度大和町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。

令和5年度大和町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款下水道事業費用について、107万3,000円を増額し、合計を9億131万1,000円とし、1 項営業費用は107万3,000円を増額し、8億5,234万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、令和５年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第３号）にあります令和５年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書でご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

支出であります。

１款下水道事業費用１項営業費用２目処理施設等費、節の修繕費につきましては、宮床クリーンセンター自家発電設備の冷却箇所でありますラジエーター部分に故障が発生しましたことから、修繕費の増額をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

以上で議案第２号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５「議案第３号 令和５年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （門間浩宇君）

日程第５、議案第３号 令和５年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

それでは、議案書の５ページをお願いいたします。

あわせまして、令和５年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第３号）、右

下に令和6年1月29日提出と書かれました資料につきましても、ご準備をお願いいたします。

議案第3号 令和5年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条、総則です。

令和5年度大和町水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによるものであります。

第2条の資本的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧書き中「1億7,321万8,000円」を「2億162万7,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金1億7,321万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億162万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款資本的収入について797万2,000円を増額し、合計を1億9,993万7,000円とし、3項補助金は797万2,000円を増額し、1,227万2,000円とするものであります。

支出であります。

1款資本的支出について3,638万1,000円を増額し、合計を4億156万4,000円とし、1項建設改良費は3,638万1,000円を増額し、3億4,067万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、令和5年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第3号）にあります令和5年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

収入であります。

1款資本的収入3項補助金1目補助金、節の国庫補助金であります。難波・金取南浄配水場の経年劣化、老朽化に伴う施設更新事業につきまして、令和6年4月より厚労省から国交省への水道行政移管に伴いまして、令和5年度水道施設整備国庫補助金の全体予算枠に余裕があり、前倒し執行が可能な事業は追加要望をお願いするとの厚労省からの要請によりまして、補助金の追加要望を令和5年10月31日に提出しておりました。令和6年1月18日付で国庫補助金の内示が厚労省より通知され、2月20日までに補助金の交付申請を行う必要があるため、今回国庫補助金の増額をお願いするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 2 目水道施設更新事業費、節の管工事費につきましては、難波・金取南浄配水場更新事業の工事費の増額をお願いするものであります。浄水設備全体を更新するため、既存設備を撤去し、新たな設備を設置する必要があることから、既存設備の北側に仮設の浄水設備を設置する工事であります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

以上で議案第 3 号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 6 年大和町議会 1 月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午前 10 時 33 分 散 会